

議案第129号

川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例

川崎市災害対策本部条例（昭和38年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。